

実施方針(案) 新旧対照表(令和 7 年 5 月 19 日修正)

No.	頁	1	1-1	(1)	1)	①	項目等	旧	新										
1	2	1	1-1	(5)			特定事業の概要	(ア)施設整備業務 (イ)維持管理業務 (ウ)運営業務 (エ)その他これらを実施する上で必要な関連業務	(ア)統括管理業務 (イ)施設整備業務 (ウ)維持管理業務 (エ)運営業務 (オ)その他これらを実施する上で必要な関連業務										
2	3	1	1-1	(8)			本事業に要する費用	SPC が実施する本施設の整備、運営、維持管理及び解体、 <u>撤去費用</u> に関する費用は、本施設の運営から得られる収入でもって <u>賄うとともに</u> 、組合から借受ける本用地の貸付料を支払うものとする。	SPC が実施する本施設の整備、運営、維持管理及び解体、 <u>撤去</u> に関する費用は、本施設の運営から得られる収入でもって <u>賄うとともに</u> 、組合から借受ける本用地の貸付料を支払うものとする。										
3	5	1	1-1	(10)			事業スケジュール(予定) 仮事業契約の締結	令和8年6月 <u>下旬</u>	令和8年6月 <u>末</u>										
4	5	1	1-1	(10)			事業スケジュール(予定) 借地期間	公有財産貸付締結日	行政財産貸付契約締結日										
5	5	1	1-1	(10)			事業スケジュール(予定) 建設工事着手日	業者の提案によるが、事業契約(組合議会の議決があった旨を組合から SPC に通知)から 1.5 年以内(令和 10 年2月末まで)に着手すること。	事業者の提案によるが、事業契約(組合議会の議決があった旨を組合から SPC に通知)から 1.5 年以内(令和 10 年2月末まで)に着手すること。 ※ <u>準備用地全体(約 5.0ha)を提案した場合も同様</u>										
6	8	2	2-2				募集及び選定にかかる日程	令和8年6月 <u>下旬</u> 仮事業契約の締結	令和8年6月 <u>末</u> 仮事業契約の締結										
7	9	2	2-2	(1)	4)		資料の閲覧	－	4) 資料の閲覧 <u>要求水準書(案)の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望する者は、事前に「8-3 問合せ先」に記載の問い合わせ先に連絡すること。</u> <table><tr><td>閲覧期間</td><td>令和7年5月19日(月)から令和8年2月下旬まで (閉庁日を除く、9時から17時まで)</td></tr><tr><td>実施方法</td><td>CD の貸出し(電子データがない場合は、庁内での閲覧)</td></tr><tr><td>申込方法</td><td>閲覧及び閲覧資料貸出申込書兼誓約書(様式4)に必要事項を記入の上、「8-3 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにて提出のこと。</td></tr><tr><td>申込期限</td><td>令和8年2月下旬(提案審査書類受付締切の前日15時必着)</td></tr><tr><td>留意事項</td><td>・閲覧日及び時間帯は、担当部署と申込者が協議し決定する。</td></tr></table>	閲覧期間	令和7年5月19日(月)から令和8年2月下旬まで (閉庁日を除く、9時から17時まで)	実施方法	CD の貸出し(電子データがない場合は、庁内での閲覧)	申込方法	閲覧及び閲覧資料貸出申込書兼誓約書(様式4)に必要事項を記入の上、「8-3 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにて提出のこと。	申込期限	令和8年2月下旬(提案審査書類受付締切の前日15時必着)	留意事項	・閲覧日及び時間帯は、担当部署と申込者が協議し決定する。
閲覧期間	令和7年5月19日(月)から令和8年2月下旬まで (閉庁日を除く、9時から17時まで)																		
実施方法	CD の貸出し(電子データがない場合は、庁内での閲覧)																		
申込方法	閲覧及び閲覧資料貸出申込書兼誓約書(様式4)に必要事項を記入の上、「8-3 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにて提出のこと。																		
申込期限	令和8年2月下旬(提案審査書類受付締切の前日15時必着)																		
留意事項	・閲覧日及び時間帯は、担当部署と申込者が協議し決定する。																		
8	12	2	2-3	(10)	2)		SPC の設立	2) <u>SPC 等</u> の設立	2) <u>SPC</u> の設立										
9	12	2	2-3	(10)	3)		事業契約の締結	令和8年6月 <u>下旬</u> に、	令和8年6月 <u>末</u> に、										
10	15	2	2-4	(2)			応募者の要件(共通)	④民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の申し出がなされている者 ⑤ <u>組合建設工事等指名停止要領又は組合物件の買入れ等指名停止措置要領に基づき、現に指名停止の措置を受けている者</u> ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)の適用を受けている者	④民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の申し出がなされている者 ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)の適用を受けている者 ⑥公告の日から事業提案書の受付締切日までの間に那覇港管理組合の指名停止を受けている者 ⑦法人税、消費税、市税を滞納している者										

実施方針(案) 新旧対照表(令和 7 年 5 月 19 日修正)

No.	頁	1	1-1	(1)	1)	①	項目等	旧	新
								⑦公告の日から事業提案書の受付締切日までの間に 那覇港管理組合の指名停止を受けている者 ⑧法人税、消費税、市税を滞納している者	
11	16	2	2-4	(4)	1)		一応募者一応募	一応募者は本公募において一つの応募しか行うことができないものとする。また、一の企業が複数の応募者に参加することはできず、 <u>関係会社の関係にある企業が複数の応募者に参加することもできないものとする。</u>	一応募者は本公募において一つの応募しか行うことができないものとする。また、一の企業が複数の応募者に参加することはできず、 <u>資本面又は人事面において関連する企業が複数の応募者に参加することもできないものとする。</u>
12	17	2	2-4	(4)	4)	③	提案書類の返却	提案書類、 <u>選定事業者以外</u> の応募者から提出された書類は返却する。	<u>選定事業者以外</u> の応募者から提出された書類は返却する。
13	19	4	4-1				事業範囲(表) その他	・本事業では土地の有効活用及び高度利用を図るため複層階(3階以上)の物流センターを整備することを <u>条件とする予定である。</u>	・本事業では土地の有効活用及び高度利用を図るため複層階(3階以上)の物流センターを整備することを <u>条件とする。</u>
14	22	6	6-2	(1)		④		③ ①及び②の規定により組合が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、組合は SPC に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。 <u>この場合、原則更地譲渡とするが、組合又はその指定する第三者にて無償で譲り受けることを選択する権利を有するものとする。</u>	③ ①及び②の規定により組合が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、組合は SPC に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。 ④ ①及び②の規定により組合が事業契約を解除した場合、 <u>原則更地譲渡とするが、組合は SPC に対して、組合又は組合が指定する第三者にて無償で譲り受けることを選択する権利を有するものとする。</u>
15	22	6	6-2	(2)		③	組合の責めに帰すべき事由の場合	② ①の規定により SPC が事業契約を解除した場合は、事業契約書の定めるところに従い、SPC は組合に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。 <u>この場合、原則更地譲渡とするが、組合又はその指定する第三者にて無償で譲り受けることを選択する権利を有するものとする。</u>	② ①の規定により SPC が事業契約を解除した場合は、事業契約書の定めるところに従い、SPC は組合に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。 ③ ①の規定により SPC が事業契約を解除した場合は、 <u>原則更地譲渡とするが、組合は SPC に対して、組合又は組合が指定する第三者にて無償で譲り受けることを選択する権利を有するものとする。</u>
16	25	8	8-3				問合せ先	TEL:098-868-25 <u>82</u>	TEL:098-868-25 <u>28</u>